

診療所開設者（死亡・失そう）届出書（医師開設）の記載要領

事 案	届出により開設した診療所の開設者（医師）が死亡した又は失そう宣告を受けた場合		
根拠法令	医療法第9条第2項		
提出期限	死亡後10日以内（死亡日から起算） 失そう宣告後10日以内（失そう宣告日から起算）	様 式	16
提出窓口	吹田市保健所		
添付書類	■ 診療所構造設備使用許可書（有床診療所の場合）		
提出部数	1 部		
手数料	なし		

様式の記入要領

「届出者」	■ 本届の届出者は、次のとおりである。（戸籍法第87条） ・同居の親族 ・その他の同居者 ・家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人 ※死亡の届出は、同居の親族以外の親族もすることができる。 ■ 届出者の住所地（住民票のある住所地）、氏名、続柄、電話番号を記載する。
1. 開設者の住所・氏名	■ 死亡した又は失そう宣告を受けた開設者である医師・歯科医師個人の住所地（住民票のある住所地）を記載する。 ■ 開設者である医師・歯科医師個人の氏名を記載する。 ■ 電話番号は、開設者の自宅の電話番号を記載する。
2. 診療所の名称	■ 診療所開設届出書の名称（変更があった場合は届け出た名称）を記載する。
3. 開設の場所	■ 診療所開設届出書の開設場所（変更があった場合は届け出た開設場所）、診療所の電話番号を記載する。
4. 病床数	■ 病床設置の場合は、「変更後の許可病床」の欄のみ記載する。
5. 死亡又は失そう宣告年月日	■ 診療所の開設者（医師）が死亡年月日、又は民法第30条の規定により失そうの宣告をされた年月日を記載する。

添付書類

診療所構造設備使用許可書 （有床診療所の場合）	■ 紛失等により許可書がない場合は、開設者の申立書を添付する。
----------------------------	---